

厚生常任委員会 資料

令和2年1月23日（木）

福祉保健部

目 次

【 報告事項 】

- I 福祉施設入所者の死亡事案について 1
- II 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の指標について
(スクールカウンセラー) 3
- III 医師確保計画・外来医療計画の素案について 4
- IV 第2期みやざき子ども・子育て応援プランの素案について 5

【資料】

- 資料1 宮崎県医師確保計画 概要版
- 資料2 宮崎県外来医療計画 概要版
- 資料3 宮崎県医師確保計画・宮崎県外来医療計画 (素案)
- 資料4 第2期みやざき子ども・子育て応援プラン (素案)

I 福祉施設入所者の死亡事案について

福祉保健課

1 事案の概要

令和元年7月に、福祉施設に入所していた高齢者夫妻が行方不明となり、翌日に妻が御遺体で発見された事案。

2 事案の経緯

(1) 令和元年7月20日(土)

【午前8時40分】

- ・ 施設の安全管理方針に基づき、定時の居室確認において、夫妻それぞれの在室を確認。

【午前9時】

- ・ 毎日の定期的な健康状態の確認を行うため、居室を訪問したところ、2人の不在を確認。
- ・ その他の居室等を確認するが、不在。直ちに、施設周辺などを検索。
- ・ タクシー会社への2人の利用状況の確認や、警察署に行方不明届を提出するとともに、対応する職員を増やし検索を継続。

【午後7時20分】

- ・ 日没のため検索を中断

(2) 令和元年7月21日(日)

【午前6時】

- ・ 職員8名により検索を再開するとともに、県に報告。
- ・ 検索対象区域を拡大し、近隣の住民への聞き取りや以前の住居などを訪問。

【午後1時】

- ・ 近隣の林で職員が2人を発見。妻は横たわっており、駆けつけた職員が警察及び消防に連絡。

(3) 令和元年7月23日(火)

施設より、県に対し今後の対応及び改善事項等を報告

- ・ 行動や表情、食欲、健康確認などを行う中での利用者の的確な状況確認を行う。
- ・ 家族構成や入所の背景などに応じた利用者が望まれる生活へのさらなる支援を行う。

(4) 令和元年11月8日(金)

宮崎日日新聞の独自取材による報道

- ・ 「新富入所施設不明後 認知症疑い夫婦 妻死亡」

(5) 令和元年11月29日(金)

- ・ 宮崎地方検察庁に嘱託殺人容疑で書類送検

(6) 令和元年12月24日(火)

- ・ 宮崎地方検察庁による不起訴処分

3 対応状況等

- ・ 今回の事案の対応状況を確認したところ、施設の安全管理方針に基づき、定時の居室確認や職員などによる施設内や施設周辺などの搜索、警察への連絡などが直ちに行われており、対応については重大な瑕疵はなかったものと認識している。
- ・ 県は当該施設に対し、毎年度、職員の配置状況や入所者の安全・健康管理などについて監査を行い、運営が適正に行われていることの確認を行っている。

4 今後の取組等

- ・ 今回の事案の発生を受け、施設に対し、施設利用者の健康状態や特性、入所に至る経緯などを的確に確認した上で、見守りの徹底や職員間の意思疎通、研修等による職員の支援技術の向上など、再発の防止について指導を実施した。
- ・ 今後とも引き続き、監査などを通じ、同様の事案が再度発生することのないよう施設利用者への適切な処遇などについて指導を行う。

II 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の指標について (スクールカウンセラー)

福祉保健課

1 計画における指標

令和元年11月29日に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、この中で、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための39項目の指標が設定された。

本県計画においても、国の大綱で示された指標のうち、都道府県ごとの数値が把握できる全ての項目及び独自に設定した合計24項目を指標として設定する。

2 指標 (スクールカウンセラー)

項目	全国	宮崎県		備考
		修正前	修正後	
スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	67.6%	要請に応じてすべての小学校に対応	要請に応じてすべての小学校に対応 (対応実績6.3%)	平成30年度 (公立学校)
スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	89.0%	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応 (対応実績73.4%)	平成30年度 (公立学校)

(参考)

○スクールカウンセラー

(業務概要)

- ・児童や生徒本人の心の問題に注目し解決を図る。

(配置数)

- ・県内の公立中学校83校に配置。
- ・未配置の中学校は11グループに分けて、配置校より派遣。
- ・小学校は中学校区で対応し、配置されている中学校より派遣。
- ・県内の県立高校を4エリアに分け、各エリアに1名配置。

(資格)

臨床心理士、大学教授など

○スクールソーシャルワーカー

(業務概要)

- ・児童や生徒を取り巻く家庭環境等について総合的に問題の解決を図る。

(配置数)

- ・県の3教育事務所に11名を配置。(宮崎市を除く)
- ・独自配置を希望する6市町に各1名ずつ配置。(事業費の一部を県が補助)

(資格)

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、教育職員免許所有者など

Ⅲ 医師確保計画・外来医療計画の素案について

医療業務課

1 報告の概要

令和元年11月議会の厚生常任委員会において素案の説明を行った医師確保計画・外来医療計画について、昨年末、国から確定データが示されたことに伴い、計画素案に変更部分の反映を行ったもの。

2 変更の内容

(1) 医師確保計画

二次医療圏間の患者流出入等を反映した医師偏在指標の確定値データの反映に伴い、二次医療圏ごとの目標医師数等を変更した。

また、小児科医師偏在指標についても同様に変更した。

(2) 外来医療計画

二次医療圏間の患者流出入等を反映した外来医師偏在指標等の確定値データの反映に伴い、新規開業者に対し地域で不足する外来医療機能を求める区域である「外来医師多数区域」に、日南串間医療圏及び西都児湯医療圏が新たに該当することとなった。

なお、新たに該当することとなった日南串間医療圏及び西都児湯医療圏については、診療所における外来医療の提供の不足等の要因で圏域外への患者流出や病院外来への流出が見られるなどの地域事情を考慮した柔軟な運用を講じていく。

3 今後のスケジュール（予定を含む）

令和2年1月	<u>厚生常任委員会に素案の説明</u> 関係団体、市町村、協議の場への意見聴取 パブリックコメントの実施
2月	第3回地域医療対策協議会 医療審議会へ諮問・答申
3月	厚生常任委員会に報告 計画決定

IV 第2期みやざき子ども・子育て応援プランの素案について

こども政策課

1 第2期プラン（素案）について

子ども・子育て支援法等に基づき策定した現行プランの計画期間（平成27年度～令和元年度）が満了することから、その見直しを図り、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする新たなプランを策定するものである。

2 追加報告事項

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の需給状況を集計した結果は、次のとおりである。

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況（県合計）

（単位：人）

年度	1号認定			2号認定							需要量 1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C、	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R2	5,996	9,959	3,963	20,765	2,000	18,765	19,821	19,759	62	▲ 944	3,019
R3	5,777	9,897	4,120	20,418	1,934	18,484	19,815	19,753	62	▲ 603	3,517
R4	5,545	9,769	4,224	19,935	1,858	18,077	19,829	19,767	62	▲ 106	4,118
R5	5,419	9,700	4,281	19,518	1,829	17,689	19,908	19,846	62	390	4,671
R6	5,296	9,696	4,400	19,069	1,793	17,276	19,887	19,825	62	818	5,218

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R2	3,354	3,885	3,856	29	531	12,534	12,452	12,385	67	▲ 82	42,649	46,117	3,468
R3	3,252	3,916	3,887	29	664	12,225	12,463	12,396	67	238	41,672	46,091	4,419
R4	3,184	3,979	3,950	29	795	12,123	12,539	12,472	67	416	40,787	46,116	5,329
R5	3,107	4,034	4,005	29	927	11,830	12,604	12,537	67	774	39,874	46,246	6,372
R6	3,030	4,039	4,010	29	1,009	11,556	12,654	12,587	67	1,098	38,951	46,276	7,325

(2) 幼児教育・保育施設に従事する者についての必要な数と確保方策

市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた幼児教育・保育を必要とする子どもの数に対応するため必要となる従事職員の数は、次の表のとおりである。

なお、必要となる従事職員の積算に当たっては、今後の職員配置の改善の方向性を踏まえ、3つのパターンに分けて積算している。

本県としては、今後の幼児教育・保育ニーズに対応するため、人材の育成・確保に取り組んでいく必要がある。

(ア)最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,519	1,485	1,453	1,420	1,388
保育士	2,862	2,796	2,736	2,676	2,615
幼稚園教諭	230	225	220	215	210

(イ)幼児教育・保育の質の向上を図る取組を一部実施する場合(※)に配置が必要な職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,569	1,533	1,501	1,467	1,433
保育士	2,924	2,856	2,796	2,734	2,671
幼稚園教諭	262	257	251	246	239

※国の公定価格に反映されている取組(3歳児の職員配置を改善)を実施する場合

(ウ)幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合(※)に配置が必要な職員数

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,671	1,633	1,598	1,562	1,526
保育士	3,101	3,030	2,965	2,900	2,832
幼稚園教諭	289	282	276	271	264

※国の公定価格に反映が予定されている取組(1歳児の職員配置を改善等)も含めて実施する場合

※ 表の数値については、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画の策定審議等を受けて変更される可能性がある。

3 今後のスケジュール (予定)

令和2年 1月 厚生常任委員会に報告

(幼児教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策等)

宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取

3月 厚生常任委員会で審議 (第2期プラン案)

第2期プラン策定

第2期みやざき子ども子育て応援プラン【素案の概要】

～安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみたいと感じられるみやざきへ～

はじめに

- 1 計画策定の趣旨
(1) 少子化の進行（出生数の減少）
①未婚率の上昇、②晩婚・晩産化の進行、
③結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等
(2) これまでの少子化対策
みやざき子ども・子育て応援プラン（平成27年度～令和元年度）
- 2 計画の性格
子ども・子育て支援事業支援計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援地域行動計画」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画」「子ども・若者計画」「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画」として一体的に策定
- 3 計画の期間：令和2年度～令和6年度の5年間

第1章 子どもを取り巻く状況

- 1 少子化の現状
要因分析（未婚化、晩婚化、結婚に対する意向等）
- 2 家族の現状
世帯の構成、就業の状況等を分析
- 3 子育て・子育ての状況
子育てに関する保護者の意識等を分析
- 4 第1期みやざき子ども・子育て応援プランの推進状況

第2章 計画の基本的考え方

- 1 目的
- 2 基本理念
「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり
- 3 基本目標
3つの基本目標、13の施策の方向で整理
目標1 「子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり」
目標2 「結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり」
目標3 「子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり」

第3章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
(1) 県の推進体制（宮崎県子育て応援本部）
(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制の強化
・妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援や相談体制の構築
・宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議
(3) 関係機関及び民間企業との推進体制（未来みやざき子育て県民運動推進協議会）
- 2 計画の進捗管理及び評価方法
毎年、計画の進捗管理・評価を行い、結果を公表
○PDCAサイクルの活用
・総合成果指標と個別成果指標など（第5章関係）
・「量の見込み」と「その確保方策」など（第4章関係）

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

- 1 区域の設定 市町村単位
- 2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る需給状況を掲載
- 3 県が行う認可及び認定に係る需給調整
- 4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供
- 5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び
質の向上
幼児教育・保育施設等に係る従事者の必要数と確保方策を掲載

2及び5について、今回、追加して報告

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

- 子ども・子育てに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、3つの基本目標のもと、各種施策を体系的に整理
- 1 施策の内容
基本目標1から3までの施策の方向及び具体的内容
 - 2 計画の成果指標
○総合成果指標（2指標）
合計特殊出生率：令和6年に1.84
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差：令和6年度に0.20人
○個別成果指標（41指標）